

MAMORIO Biz 利用規約

この約款(以下「本約款」といいます。)は、NEARIZE 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する本サービス(第2条に定めるサービスをいいます)の利用に関して、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。お客様が、WEB 上ページ上の本約款の承諾を示す BOX をクリックすること又は書面により本約款を承諾した場合、お客様は本約款に同意したこととみなされ、お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1条 (総則・適用範囲)

1 本約款は、当社が提供・運営する本サービスの利用に関する基本的な事項を規定し、すべてのお客様が遵守しなければならないものとします。
2 当社が、別途書面により本サービスに関する個別規定や追加規定を掲示する場合、又は電子メール等により本サービスに関するルール等を発信する場合、それらは本約款の一部を構成するものとし、個別規定、追加規定又はルール等が本約款と抵触する場合には、本約款が優先されるものとします。

第2条 (定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1)「本サービス」

当社が提供する「MAMORIO Biz」という名称の遺失物の発見サービス、物品管理サービス、偏在管理サービス及びアプリケーション(理由の如何を問わずサービス若しくはアプリケーションの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。)を意味します。

(2)「MAMORIO」

本サービスを利用するために必要なタグ及び当社より認証を受けたデバイス若しくはモバイル端末等を意味します。

(3)「サブスクリプション契約」

お客様が本サービスを利用するに際し、お客様と当社との間に発生する本サービスの利用に関する使用許諾契約のことをいい、ソフトウェア又はMAMORIO 双方に対する利用許諾契約を含みます。

(4)「サブスクリプション」

本サービスを商業用に利用するために当社からお客様に付与される権利であって、本サービスを一定期間内において利用できる権利をいいます。

(5)「お客様」

本約款を承認の上、当社とサブスクリプション契約を締結した個人、法人又は団体をいいます。

(6)「申込情報」

お客様が利用申込時に提供した当社が定める情報、本サービス利用中に当社が必要と判断して登録を求めた情報及びこれらの情報についてお客様自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。

(7)「コンテンツ」

お客様が本サービスを通じてアクセスすることができる情報(文章、画像、動画、音声、音楽その他のサウンド、イメージ、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。)をいいます。

(8)「送信情報」

お客様が本サービスの利用にあたって入力又は送信するコンテンツをいい、MAMORIO その他の機器から集積されるコンテンツを含みます。

(9)「知的財産権」

著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。

第3条 (申請)

1 本サービスの利用希望者は、本約款及び本サービスに関する個別利用約款を遵守することに同意し、かつ申込情報を当社の定める方法で当社又は当社の販売代理店に提供することにより、当社に対し、本サービスに関するサブスクリプション契約の締結を申請することができます。

当社は、当社の基準に従い、本サービスの利用希望者による本サービス利用の可否を判断し、当社からの申請受諾の通知又は表示により、お客様と当社との間で、本約款の諸規定に従ったサブスクリプション契約が成立し、お客様は本サービスを当社の定める方法に従って利用できるようになります。

2 当社は、第1項に基づきサブスクリプション契約の締結を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、契約締結を拒否することができます。

- (1) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、過去に利用停止措置を受けたことがあり又は現在受けている場合
- (2) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
- (3) 当社の同業・競合他社又は本サービスの全部若しくは一部と類似又は同一その他競合する内容の製品・サービス等を取り扱う事業者等である場合
- (4) その他、当社が適当でないと判断した場合

第4条 (本サービスの利用)

お客様は、サブスクリプションの範囲内でかつ本約款に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

第5条 (登録事項の変更)

お客様は、登録事項に変更があった場合は、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第6条 (パスワード及びユーザーID の管理)

1 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2 パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条 (本サービスの利用料金)

- 1 お客様は、本サービスの利用にあたって、利用申込書記載の支払期限までに、利用申込書記載の購入するMAMORIO の料金とサブスクリプションに応じたライセンス料金を支払うものとします。なお、当社が販売代理店を通じて提供する場合は、当該販売代理店が定める支払条件に準ずるものとします。
- 2 お客様が追加で本サービスを購入した場合、お客様は、追加購入したMAMORIO とサブスクリプションに応じた利用申込書記載の料金及びライセンス料金を支払うものとします。なお、当社は、追加購入したサブスクリプションの利用料に関して、月の途中で購入した場合であっても、当月分の利用料をいただくものとし、日割り計算は行いません。
- 3 お客様が利用料金その他本約款に基づく支払を遅滞した場合、お客様は、年3%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用料金を変更することができるものとします。利用料金を変更する場合、当社は、お客様に対し、事前にこれを通知するものとし、お客様が第13条に定める契約解消手続を行わない場合、お客様は当該変更後の価格に同意したものとみなさせていただきます。

第8条 (返金について)

本約款に定める場合を除き、当社は、お客様から当社に対して支払われた利用料金の返金には一切応じないことにつき、お客様は予め了承するものとさせていただきます。ただし、お客様は、当社側の責めに帰すべき事由によって解除する場合には、残期間分のサービス利用料金の返還を求めることができます。なお、当社が販売代理店を通じて本サービスを提供する場合は、当該代理店の返金ポリシーに準拠することがあります。

第9条 (料金プランの変更)

1 お客様は、料金プランの変更を希望する場合、当社の定める方法により、当社又は当社の販売代理店に対し、料金プランの変更を申し出るものとし、当社から当該申出を了承する旨の通知を発信したときに、料金プランの変更が認められるものとします。ただし、お客様が選択できる料金プランは契約毎に1つのみとし、複数の料金プランの選択はできないものとします。なお、当社が販売代理店を通じて本サービスを提供する場合は、当該販売代理店が定める変更手続および条件に準拠することがあります。

- 2 前項に基づく当社からの通知がなされた日の翌月1日から、変更後の料金プランが適用されるものとします。
- 3 本条に定める料金プランの変更方法によっても、料金プランのダウングレードはできないものとし、お客様は、かかる事項につき予め了承するものとします。

第10条 (禁止行為)

お客様は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 当社又は他のお客様その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (4) 当社又は第三者の知的財産権又はプライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 無権限又は当社から付与されたサブスクリプションの範囲を超えて本サービスを利用する行為
- (6) 本サービスの複製行為(通常の使用のために必要なものを除きます。)
- (7) 本サービスの改変、翻案その他の二次利用行為
- (8) 本サービスの第三者への再使用許諾行為
- (9) 本サービスのベンチマーク試験又は分析結果の第三者への開示行為
- (10) 本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、改造又は変換その他ソースコードの解読の試みを行う行為
- (11) 本サービスの販売、レンタル、リース又は貸与
- (12) 本サービスのシステム等に過度な負荷をかける行為
- (13) 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当社設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (14) 当社又は他のお客様その他の第三者に成りすます行為
- (15) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (16) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為
- (18) 本サービスの他の利用者のユーザーID又はパスワードを利用する行為
- (19) 登録しているアカウントや物品情報、検知時刻・位置情報等を不正に収集、利用、開示または提供する行為

MAMORIO Biz 利用規約

第 11 条（中途解約）

1 お客様は、1ヶ月前までに当社に通知することにより、サブスクリプション契約を解約することができます。ただし、契約有効期間中に解約した場合でも、お客様から当社に対して支払われた利用料金の返金には応じないものとさせていただきます。

なお、当社が販売代理店を通じて本サービスを提供する場合は、当該販売代理店が定める中途解約に関する規定に準拠することがあります。

2 解約時に当社に対する債務が残存している場合には、お客様は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払わなければなりません。また、当社より貸与・提供された機器その他の資材（以下「貸与物」といいます）がある場合は、当社が指定する期限までに返却するものとし、返却がなされない場合または著しい毀損・欠損が認められる場合には、当社はその実費相当額や損害の内容に応じて適切な費用をご負担いただくことがあります。

第 12 条（約款違反の場合の措置等）

1 当社は、お客様が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、当該お客様の申込情報、送信情報の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限、又はサブスクリプション契約の解除（以下「利用停止措置」といいます。）をすることができるものとします。

(1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
(2) 当社に提供された申込情報に虚偽の事実があることが判明した場合
(3) 本サービスの利用料金の支払いを遅滞し、当社による請求から7日以内に当該遅滞を解消しない場合
(4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
(5) 信用力の著しい低下又は信用力に影響を及ぼす営業上の変更がなされた場合
(6) 解散を決議し又は他の会社との合併等の組織再編を決議した場合
(7) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
(8) 反社会的勢力等であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
(9) 本サービスの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合
(10) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合

2 お客様は、本サービスの利用停止措置の後も、当社及びその他の第三者に対するサブスクリプション契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。

3 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

4 お客様が第1項各号のいずれかに該当した場合は、お客様の当社に対する債務が残存している場合には、お客様は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を支払わなければなりません。

第 13 条（本サービスの変更、追加、廃止及び中断等）

1 当社は、お客様に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。

2 当社は、当社の判断により本サービスの提供の全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当社が適当と判断する方法でお客様にその旨通知いたします。ただし、緊急の場合はお客様への通知を行わない場合があります。

3 当社は、ソフトウェアアップデート、メンテナンスその他の事由により、サービス提供の停止を伴うシステム・サーバーメンテナンスを行うことがあります。この場合、当社は、事前に、メンテナンスの実施日時その他必要な事項をお客様に通知します。ただし、次項に該当する場合、その他緊急やむを得ない場合はお客様への通知を行わない場合があります。

4 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。

(1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
(2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
(3) お客様のセキュリティを確保する必要が生じた場合
(4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
(5) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
(6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
(7) 法令又は法令上の措置により本サービスの運営が不能となった場合
(8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

5 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条（権利の帰属）

1 本サービス及び本サービスに関して当社が提供するコンテンツその他の情報等に関する一切の知的財産権は、当社に帰属します。

2 お客様は、当社の許諾を得ることなく、当社が提供する情報等の翻案、編集及び改変等を行い、これを第三者に使用させ又は公開することはできず、いかなる理由によっても当社又は当社にサブスクリプションを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしてはなりません。

3 本サービス上、商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当社は、お客様その他の第三者に対し何ら商標等を譲渡し、又はその使用を許諾するものではありません。

4 送信情報に関する知的財産権その他の権利は、お客様又はお客様に送信情報の利用等を許諾している第三者に留保されるものとし、本サービス

の利用及び送信情報の当社への送信により、当該知的財産権その他の権利が当社に譲渡されるものではありません。

第 15 条（送信情報について）

1 お客様は、送信情報について、自らが送信情報を送信することについての適法な権利を有していること、及び送信情報が第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し表明し、保証するものとします。

2 当社は、送信情報に関し、法令若しくは本約款に違反し又は違反するおそれがあると認めた場合、予めお客様に通知することなく、送信情報の削除その他の方法により、本サービスの利用を制限することができるものとします。当社は、当該制限によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（お客様に関する情報の収集及び取扱い）

1 当社による申込情報その他お客様に関する情報の取扱いについては、別途定める個人情報のお取り扱いについて（<https://mamorio.jp/privacy.html>）によるものとし、お客様は、かかる定めに従って当社が当該情報を取り扱うことについて同意するものとします。

2 当社は、お客様が本サービスに関して提供するすべての提案、改善要請、提言、又はその他のフィードバックを利用し、又は本サービスに組み込むことができるものとし、お客様はこれに同意するものとします。

3 当社は、お客様が当社に提供した申込情報及び送信情報その他の情報・データ等を、当社の裁量で、本サービスの提供及び運用、サービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形で統計的な情報として公開することができるものとし、お客様はこれに同意するものとします。

第 17 条（秘密保持）

1 お客様は、本サービスに関連して当社がお客様に対して開示した一切の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱い、第三者に開示又は漏えいしないものとし、本サービスの利用の目的以外に使用しないものとします。

2 お客様は、当社から求められた場合はいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、前項の情報及び前項の情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄しなければなりません。

第 18 条（損害賠償）

1 お客様は、本約款に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して、当社に損害を与えた場合、当社に対しその全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。

2 お客様による本サービスの利用に関連して、当社が、他のお客様その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、当該お客様は、当該請求に基づき当社が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当社が負担した金額（弁護士等専門家費用及び当社人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。

3 本サービスに関連してお客様が被った損害について、当社の損害賠償責任を負責する規定にかかわらず当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任の範囲は、損害発生時点までにお客様がお支払いいただいた本サービスの利用料金のうち、過去 3ヶ月間に発生した対価の総額を上限とします。

第 19 条（保証の否認及び免責）

1 本サービスは「現状のまま」提供されるものであり、お客様に対してこれらの商品性、完全性、安定性、特定目的への適合性等について何ら保証するものではなく、本サービスの利用がお客様に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合が生じないことを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスのコンテンツ等から得られる一切の情報が、お客様の特定の目的に適合すること、期待する価値・正確性・有用性を有することについて、何ら保証するものではありません。

3 本サービスは、第三者が提供するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）を利用します。当該第三者サービスの利用については、各提供者が定義するSLAその他の規定に準拠するものとし、当該第三者サービスの不具合、停止、終了、その他理由の如何を問わず、当該第三者サービスに起因して、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能が生じた場合又はお客様に損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。

4 当社は、前項及び第15条に定める場合の他、当社の責めに帰すべき事由によらない本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、情報の削除又は消失、使用権限の削除又は消失、機器の故障又は損傷その他事由の如何を問わず、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。

5 本サービスに関し、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社はこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとします。

第 20 条（有効期間）

1 サブスクリプション契約は、第3条に基づき契約が成立した日から、当社とお客様との間で有効に存続するものとします。なお、最低利用期間は12か月間とします。

2 お客様が追加で本サービスを購入した場合、当該追加購入により成立したサブスクリプション契約の有効期間は、お客様の当初のサブスクリプション契約の有効期間が到来するまでの間に限るものとします。当社が販売代理店を通じて本サービスを提供する場合には、当該販売代理店が定める契約期間に準拠することがあります。

第 21 条（公表）

当社は、利用企業等と別途合意をした場合を除き、本サービスの利用に関して、利用企業等の名称をプレスリリース、営業用資料、IR 資料及びホームページへの掲載等において公表することができるものとします。

MAMORIO Biz 利用規約

第 22 条（約款改定）

当社は、本約款及び本サービスに関する個別利用約款の内容を変更又は追加できるものとします。当社は、本約款又は個別利用約款を変更した場合には、次条に定める方法により、お客様に当該変更内容を知照するものとし、当該変更内容の通知後、お客様が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に利用終了の手続きをとらなかった場合には、お客様は、本約款及び本サービスに関する個別利用約款の変更に同意したものとみなします。

第 23 条（連絡・通知）

1 本約款の変更に関する通知その他本サービスに関する当社からお客様への連絡は、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2 本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知は、電子メールの送信その他当社が指定する方法により行うものとします。

第 24 条（本約款上の地位の譲渡等）

1 お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、サブスクリプション契約上の地位又は本約款に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡（合併、会社分割等による包括承継も含みます。）し又は担保の目的に供することはできません。
2 当社が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサブスクリプション契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに申込情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。本項という事業譲渡には、当社が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとします。

第 25 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 26 条（存続規定）

第 7 条（未払金がある場合に限ります。）、第 8 条、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 5 項、第 14 条から第 19 条、第 21 条、第 23 条から第 27 条の規定は、サブスクリプション契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 27 条（準拠法及び合意管轄）

本約款は日本法に準拠するものとし、本約款に起因し又は関連する一切の紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条（協議解決）

当社及びお客様は、本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2025 年 7 月 1 日改訂】

Ver6.0